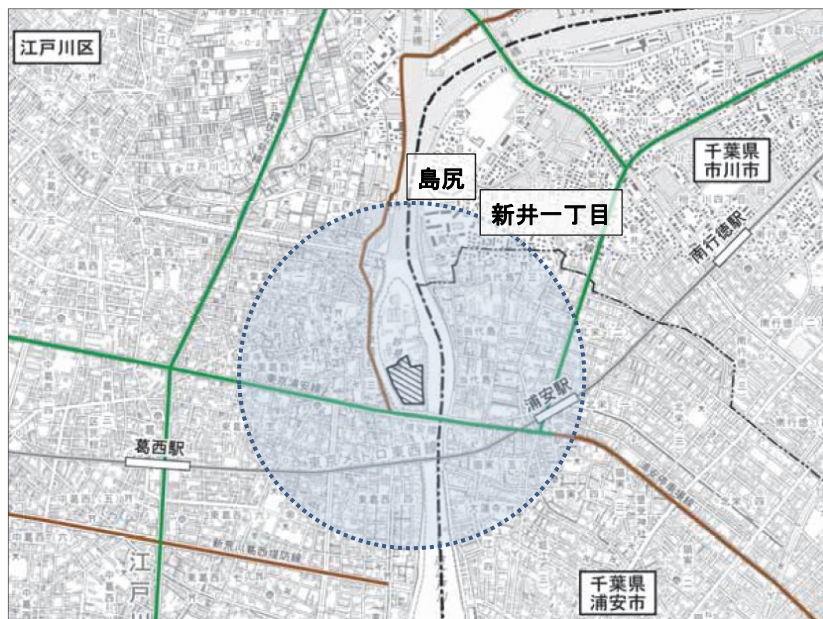


妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業に係る環境影響評価について

1. 概要

- 事業者 世紀東急工業株式会社
- 所在地 東京都江戸川区東葛西三丁目 17 番 37 号



- ・中央斜線部が事業実施区域
- ・青点線で囲まれた範囲が、事業の実施が環境に影響を及ぼすと予想される地域
(計画地中心から半径 800m)

- 事業概要 破碎処理施設の設置 (廃材、建設発生土 2,400t/日)
※産業廃棄物の中間処理施設の増設のため、東京都環境影響評価条例の対象事業

- 竣工 令和 5 年予定



凡 例

- | | |
|--|---|
| : 計画地 | : プラント施設、付帯施設 |
| : 新敷地 | : 破碎処理施設 |
| : 既存敷地 | : ヤード |

2. 環境影響評価の項目

環境影響評価の項目	区分 環境影響要因 予測事項	工事の施行中			工事の完了後		
		施設の建設等	建設機械の稼働	工事用車両の走行	施設の存在	施設の稼働	搬出入車両の走行
大気汚染	建設機械の稼働に伴う大気質 (二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)		○				
	工事用車両の走行に伴う大気質 (二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)			○			
	施設の稼働に伴う大気質(粉じん)					○	
	搬出入車両の走行に伴う大気質 (二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)						○
騒音・振動	建設機械の稼働に伴う騒音・振動		○				
	工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動			○			
	施設の稼働に伴う騒音・振動(低周波音を含む)					○	
	搬出入車両の走行に伴う道路交通騒音・振動						○
景観	破碎処理施設等の存在に伴う主要な景観構成要素の 改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度				○		
	代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度				○		
廃棄物	破碎処理施設等の建設、既存破碎処理施設等の解体・撤去に伴う産業廃棄物(建設廃棄物)及び建設発生土の発生量、再利用量及び処理・処分方法	○					
	施設の稼働に伴う廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法					○	
温室効果ガス	施設の稼働に伴い排出される温室効果ガスの排出量の程度及び温室効果ガスの削減量の程度					○	

3. これまでの経緯 (令和元年9月末現在)

- ・令和元年8月9日 事業者が東京都に環境影響評価調査計画書を提出
- ・令和元年8月21日 市川市長と東京都知事が都条例に基づく協議書の取り交わし
- ・令和元年8月22日 東京都知事より、環境影響評価調査計画書の縦覧依頼及び環境影響評価調査計画書に対する意見照会
- ・令和元年8月27日 環境影響評価調査計画書の縦覧、意見書の受付開始
(市内における縦覧場所：循環型社会推進課、広尾防災公園)
- ・令和元年9月5日 環境影響評価調査計画書の縦覧終了
- ・令和元年9月11日 環境影響評価調査計画書に対する市川市長意見の提出

【東京都環境影響評価条例に基づく妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業に係る手続きの流れ】

